

## 認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が令和7年には約700万人になると想定される中、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が本年1月に施行された。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現に向けて、国と地方が一体となって認知症施策を進めていくことが必要である。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、一刻も早い認知症との共生社会を実現するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 認知症の人が認知症であることを隠すことなく朗らかに日常生活を続けられるよう、認知症に対する偏見や差別を解消し、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観を確立するための省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。
- 2 地方公共団体における認知症施策推進計画の策定に当たり、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能とする専門人材の派遣などの適切な支援を行うとともに、各地方公共団体が主体的に実効性の高い施策を展開することができるよう、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。
- 3 地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進するとともに、各地方公共団体の施策を適切かつ的確に展開するため、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。
- 4 若年性認知症やその他の認知症の人の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実させ、本人の状態に応じて社会の一員として安心して生活できるよう、事業者も含めた社会環境を整備すること。
- 5 65歳以上の単独世帯や夫婦のみ世帯の急増を踏まえ、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまでの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
- 6 身寄りのない方を含め、認知症になったとしても安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、成年後見制度や身元保証などの在り方について現状の課題を整理し検討を進めるとともに、住まいに課題を抱える方に対する総合的な相談対応や一貫した支援を行う体制を整備すること。
- 7 全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるため、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスや、認知症の人を支える意思決定支援の基本的考え方や配慮すべき事柄などをまとめたガイドラインを、繰り返し国民が学べる環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

}

宛（各 通）